

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

民間助成財団と公的研究助成機関との パートナーシップの可能性	有本 建男	1
八つの疑問を解消して早めの申請を	出口 正之	2
新制度移行に関するアンケートより		4
公益財団法人に移行した 助成財団のアンケートより		10
助成財団ニュース／編集後記		12

筆者が勤務する社会技術研究開発センターは、子供の安全、低炭素社会の実現、高齢化問題など、地域社会が直面する課題に対して、成果の“社会実装”を大目標に、地域の市民産学公連携、文理の連携、人的ネットワークの拡大、現場重視を大きな方針として、通常の公的研究助成制度とはかなり異なった方法で、試行錯誤しながらここ数年活動を進めている。最近活動の広がりの中で、民間助成財団のマネジメントの方々、助成を受けておられる研究者やNPOなどの方々との意見交換する機会が増えており大変あり難く思っている。

今回は、こうした機会を通して筆者が考えているテーマ、“民間助成と公的研究助成の協働”について紹介して、関係の方々の議論の触発になればと思っている。

まず筆者が時々体験することから始めたい。助成しているプロジェクトのシンポジウムなどに招聘された際に、当方を「スポンサー」と紹介されて当惑することがある。当方は、市民の血税をいただいて、仲介役として資金を配分する役割を果たしているだけである。しかし、単なるパラマキでは中間搾取といわれてもしかたがない。どうその付加価値を高めるか。センターの目標、役割を効果的に果たすために、領域の設定、研究のマネジメントを行う領域総括・アドバイザーの選定、多様なステークホルダーからなる研究体制作り、頻繁なマネジメント会議の開催や現場訪問による進捗状況のモニタリングと計画の修正、評価方法の工夫など、限られた税金を効果的に使って、社会にインパクトのある成果を出すために、日々研鑽、努力している。大げさだが、研究助成の新しい方法の開拓という面もあると思う。

近年、内外の公的な研究助成制度の多くが、社会的な課題解決という方向に向かっている。センターはこの流れを先取りする形で2001年に設立された。現在まで、公的研究助成のほとんどは、伝統的に最終目標を論文生産に置いており、自ずから、そのための領域設定、選考方法、評価方法は確立し、これに関与する人々のネットワークも研究者、技術者中心であった。

しかし、社会的課題の解決を大目標に据えた時、どのような研究助成システムを構成するのか、これは日本だけでなく、世界的にも大きな挑戦になっている。昨年来、センターは、OECD、British Council、アジア諸国、アメリカ科学振興

民間助成財団と公的研究助成機関との パートナーシップの可能性

科学技術振興機構

社会技術研究開発センター長

有本

建男



会など海外の機関と協同で、シンポジウムやワークショップなどを開催しているが、科学と社会の架橋の方法、good practiceの共有、研究助成のパラダイム転換などが議論になっている。その中で感じるのは、海外では民間助成財団と公的セクターの間、あるいは民民、公公を含めて、情報の共有、人材の流動、活動の連鎖が盛んらしいということである。

厳しい社会経済環境の下で、今後の日本の公的研究助成は、量の拡大から質の向上に力点を移す必要がある。省庁縦割で分断状態にあった、各公的研究助成制度も相互連携、ネットワーク化を模索し始めている。また、民間助成財団も大きな転換期にあると理解している。日本の競争的な公的研究助成の規模は4,800億円、民間研究助成は300億円。助成を受けている者と様々に関与する者をあわせると大集団になる。この人と資金を有機的に連携すれば、大きな効果を上げることが期待できるのではない。

21世紀は、さまざまな境界（分野、組織、世代、地域・国など）を越えてネットワーク化された世界になるといわれている。助成活動についても、民間、公的セクターという枠を超えたパートナーシップが重要になっている。小さな情報交換会はすぐにもできる、連鎖の波を広げていくスタートを切ることが大切と思う。

最後に以下を付言して稿を終えたい。筆者の僅かな研究助成活動の経験によれば、次の点が重要と考えている。○助成金が生きるためには、目的に明確な理念があること。個々の助成課題について現場の一次情報を豊富に持つこと。○領域総括とアドバイザーのコミットメントとマネジメント力に依存する面が強く、この方々の選定が重要。○日本の研究資金配分プロセスの多くは、目的が漠然としており、関与者・研究者のネットワークができていない。確立した分野への研究助成ならそれでもいいが、学際的、社会的課題解決を目指すものでは事前のネットワーク作りとその継続的拡大が必須。○資金配分プロセスの根幹がアウトソースされる場合が多いのではない、外部有識者まかせの選考など。配分プロセスと活動モニタリングの内製化が必要。○成果を社会実装に近づけるためには、研究実施側とファンド側との協働による価値創造（共創）という意識と体制づくりが必要。

八つの疑問を解消して早めの申請を

内閣府公益認定等委員会委員 出口 正之

財団の理念型としての助成・奨学財団

日本においては、大正時代に大型助成財団であるカーネギー財団、ロックフェラー財団の設立が伝えられ、三井報恩会をはじめ、戦前から、助成・奨学財団は日本国内で多彩な活動を行ってきた。こうした財団が戦後のインフレ時代に形を変えながら、現代にまで継続して活動していることに深い敬意を感じる。戦後も、高度成長期には東レ科学振興財団（現東レ科学振興会）が、助成財団としてスタートした。同財団は、寄附金控除対象団体の嚆矢である「試験研究法人」という制度ができる契機をつくり、昭和36年にその第一号として認定されている。また、70年代には、東工大教授から定年前にトヨタ財団に移った林雄二郎先生が、諸外国の財団のあり方を調査し、我が国における助成財団の発展に大きな影響を与えた。その結果、トヨタ財団は助成財団センター設立にも中心的な役割を果たし、民間非営利セクター全体に幾多の人材を供給した。助成・奨学財団は、運用益を公益のために利用するという点で、公益性ばかりではなく利他性が明確で、「財団の中の財団」、「財団の理念型」ともいえる特徴を有しているといえよう。

公益法人改革関連三法が施行されてから、すでに移行期間の三分の一以上が経過しているが、助成・奨学財団にとっては、「公益認定等委員会が認定するのかどうか」という関心・懸念で申請を躊躇しているところもあるだろう。内閣府においては電話相談及び窓口相談を実施しているところであるが、できるだけ多くの希望に沿えるように、今年度からは、外部人材を活用した相談会も実施している。ここでは助成・奨学財団に見られる八つの疑問にお答えしながら、皆様方の早期の相談・申請をお勧めしたい。

技術的な疑問

第一の疑問は、低金利時代に法人の活動を維持してい

くために、主務官庁の指導で有していた「基金」が遊休財産の額の制限に抵触するのではないか。第二に、それと関連するが、何らかの事情で一時的に、基金や基本財産を取り崩してでも活動を続けなければならない場合もあるだろうが、それらが認められるのか。第三には、株式の配当が毎年大きく変化する中で活動を安定化させるために、配当の多い年には、全部を費消しないこともあるが、その場合に収支相償がクリアーできないのはいか、というものであろう。これらは、安定的に助成・奨学活動を行っていくうえで、いわば当然予想される運営上の合理的判断である。今回の110年ぶりの法改正が、大恐慌時を髣髴させるような80年ぶりのリーマンショック後の株価の急落、世界経済の不透明感の中で進行し、さらに未曾有の低金利の状態が続く状況と重なってしまっているので、そうした状況の中で、財産の運用に依存する助成・奨学財団が「民間が担う公益活動」を継続的にやっていくうえでは、こうした運営上の努力はむしろ避けて通れないことであろう。

結論を急げば、これら三つの点は、認定に当たっての本質的な問題とは思えない。今回の大改正は規制の強化が目的ではなく、「民間の公益の増進」という趣旨であり、紙面の関係で詳細は譲るが、これらの三点はいずれも会計の側面で解決可能なことであることを強調しておきたい。具体的な解決方法については、公益財団法人助成財団センターのホームページ等も是非参考にして頂きたい。

認定取消しに対する不安

第四に、助成・奨学財団の中には、企業財団も多く、大事な株式を有しており、将来、認定取消しということで没収されるような新制度はたまらないと、感じている法人もあるように聞く。これは大きな誤解である。改正前民法では、主務官庁は法人の設立許可取消しの権限を持ち、その権限を行使した場合には、法人は解散となって、残余財産を類似目的の団体等へ寄附しなければならない。これに対し、新法では、万一の認定取消しの場



合でも、解散する必要はなく、また、贈与すべきものも公益目的取得財産残額に「相当する額」の財産に限定することになった。この場合でも、通常は①報告・徴収、立入検査、②勧告、③命令という三段階のステップを踏むのであって、その間、財団サイドで、諸問題の改善の機会が与えられるから、財団の財産の保全という意味では、制度上、むしろ従前よりも高くなったといっていよい。旧制度との比較において、この点を過剰に意識する必要はないと考える。

不動産を抱える財団

第五に、歴史のある財団の中には、インフレ時代を生き抜くために、基本財産などを不動産にして、不動産収入を原資にしている財団もあると思う。法人サイドで「費用」を「計算」した結果、公益目的事業比率が50%以上にならずに、申請を逡巡している財団もあるだろう。もちろん50%以上ないと認定できないが、法人による計算結果が必ずしも正しいとは限らない。再計算の結果、50%以上になるということもあるだろう。この点については個別の法人の財務内容を検討していかねばならないため、いち早く相談・申請を願いたい。「現行の公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際しては、これまでの活動実績を適切に評価するなどの配慮を行うこと」という衆参両院での附帯決議もあり、認定等委員会は「柔軟かつ迅速」という方針のもとで「温かく審議」していることも強調しておきたい。

チェックポイント

助成・奨学財団には、対象者を選ぶ選考過程というものがある。第六として、選考過程のチェックポイントを気にしている法人もあると聞く。チェックポイントは、公募型の助成等を行っている法人は「(13) 助成（応募型）」を使用し、非公募型のところは「(18) 上記の事業区分に該当しない場合」を選んで頂ければよいだけで、

認定等委員会が公募型を重視しているのでは全くなく、非公募型だけの事業を行っていてももちろん構わない。これらは法人の自治に関することであり、公益認定等委員会は干渉してはならないことである。

さらに、第七として、研究助成や奨学金の選考に際して、特定の高校や大学の研究者や学生に限ったりする方が、目的に照らして合理的であるという場合もあるだろう。その場合、指定が一枚だけということも当然ありうるし、すでにそのような法人も認定を受けている。対象が更生保護法人等のように学校法人以外であっても、同様であろう。事情があるのであれば、その事情を説明してもらえばよいだけである。

第八に、選考プロセスに関して、選考委員会を設けなければならないとか、選考委員会があったとしても、最終決定は理事会でなければならないという誤解もあるが、これも法人が自由に設計できる。選考委員会は任意機関であり、法的に設けなければならないということはないし、助成先等を理事会決定事項としなければならない法的根拠もない。阪神淡路大震災のときに、助成財団が、必ずしも俊敏に活動できなかった点も踏まえ、選考過程での規制はほとんどないと考えていただきたい。チェックポイントにあるとおり、一例を挙げれば個別選考に当たって直接の利害関係者が排除されている等「公正性」（公平性ではない）が担保されていれば十分である。この点は公益認定等委員会で十分に議論したことであり、詳細は第21回の委員会議事録を見ていただきたい。

以上のことから言えることは、「認定されるか否か」という受動的な問いかけに対する最も有力な回答の鍵は、特例民法法人である助成・奨学財団が、「認定を受けて民間公益活動を担いたいのか否か」という法人側の能動的な意思であるということである。

そのためにも出来るだけ早く行動を起こして頂くことが肝要だ。助成・奨学財団については、公益認定を受けたいのか、一般財団になりたいのかの希望調査くらの気楽さで、早めに相談・申請して頂きたい。

新制度移行に関するアンケートより

—新制度がスタートして間もなく2年が経過、
全国の申請率4.8%、処分率2.1%—

1. スローペースで推移している助成財団の移行申請もいよいよ本格化へ!!

＝88%の助成財団が平成22～23年度中の申請を予定＝

平成12年から8年間の紆余曲折を経て、平成20年12月1日に公益法人関連3法が施行され、新制度への移行申請の受付が開始されましたが、申請は徐々に増えつつあるものの、1年10ヶ月を経過した9月30日現在の全国の移行申請及び処分の状況は下記の通りとなっています。(公益法人information、平成22年9月30日現在より)

1. 公益移行認定申請	925件	処分件数	394件
(内、内閣府)	408件	186件、	
		助成財団W/Tは約60%)	
2. 一般移行認可申請	260件	処分件数	113件
(内、内閣府)	138件	48件)	
3. 上記合計移行申請	1,185件	処分合計	507件
申請率	1,185件(申請数)/24,317件(既存法人数)		= 4.8%
移行率	507件(移行数)/24,317件(既存法人数)		= 2.1%
4. 新設法人の公益認定申請	81件	処分件数	58件
(内、内閣府)	51件	39件)	
(参考) 内閣府の移行申請	546件	処分件数	234件
申請率	546件(申請数)/4,960件(既存法人数)		= 11.6%
移行率	234件(移行数)/4,960件(既存法人数)		= 4.7%

この申請件数の状況は、当初予測されたものよりかなり少ない状況で推移しており、その原因の大きなものとして、新たな公益法人制度内容の難しさ(新しい3法の難解さ)、税制優遇を前提とした公益認定要件の厳しさ、申請手続きの煩雑さが挙げられています。また加えて、移行が進む中で各種規定の解釈や申請の事務手続き等の面での変化も生じていることから、様子見の法人も多いものと思われれます。また、申請する際の勘違いや誤解といったものも見受けられます。

当センターでは、平成19年度及び20年度に会員財団を対象とした新制度移行に関するアンケートを実施し、都度その状況をお知らせ(JFCViewsNo.61及び64)し、21年度からはアンケートの対象を、助成団体要覧のデータをご提供いただいている法人に拡大し、その状況をJFCViewsNo.67に掲載、あわせて皆さまからのご意見・ご要望は公益認定等委員会に要望として報告してきました。

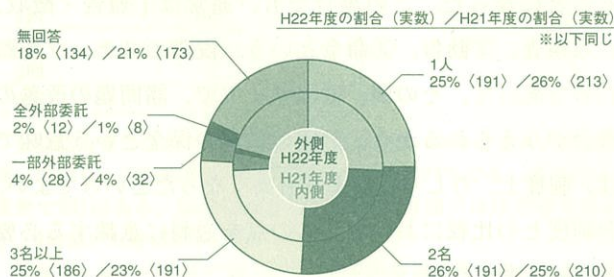
引き続き平成22年度は、全国2,242の財団法人・社団法人にアンケートを実施し、8月末の段階でご協力いただきました756法人の結果を集計いたしましたので、昨年のアンケート結果と対比する形で以下のとおり報告いたします。

また、当センターでは皆さまのご意見・ご要望を参考に、移行申請に関する研修会や個別相談会を継続して実施してまいります。事業の公益性に基本的に問題のない助成財団におかれましては、事情の許す限り早期申請にお取り組みいただければと存じます。

[アンケート対象法人数：2,242の財団・社団。回答法人数：756団体(回収率34%)]

2. 平成22年 新制度移行に関するアンケートより

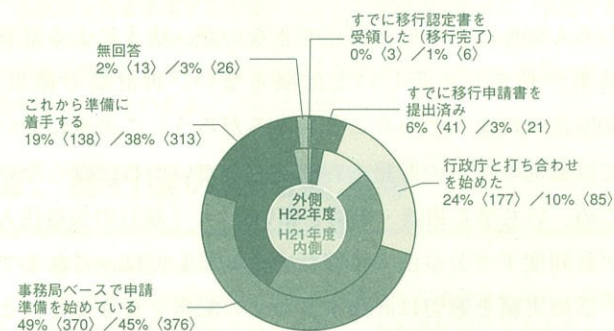
【申請書作成に関わる人数】



多くの助成財団が、3名以内の少人数で申請の準備に取り組んでいる。移行後も決算後に毎年作成し定期提出しなければならない書類(移行認定申請書に匹敵する書類)のことを考えると、出来る限り移行申請書を自力で作成することが望まれる。

I. 制度改革に関する貴財団の現状の取り組みについて

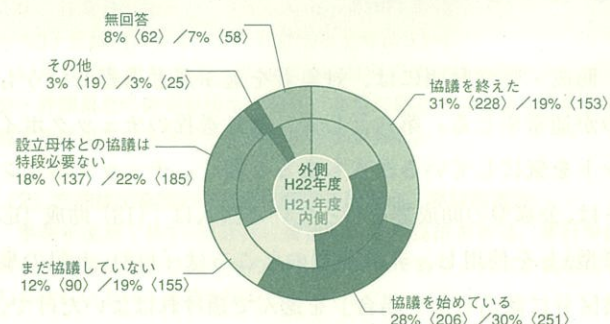
(1) 移行認定の申請状況



5:これから準備に着手する財団が大きく減少し、3:行政庁と打ち合わせを始めた財団が倍増してきていることから申請準備が大きく前進している。

(2) 財団内部での検討状況

①制度改革に関して、設立母体への対応について

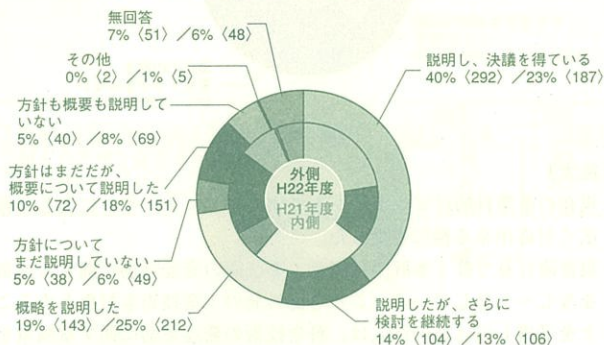




出捐母体と協議を必要としない財団を除くと、31%の団体が出捐母体との協議を済ませていて、協議中の法人を合わせると59%が協議を開始しており、昨年より約10%増えている。

一方、設立母体との協議を行なう必要はないとする法人は18%となっている。

②制度改革について理事会、評議員会への対応について



新制度への移行対応について、73%の法人が理事会・評議員会への説明を終了しており、その中の40%の法人では移行方針に関して理事会の了承を得ており、その数は増加している。

一方、制度概要だけ説明した法人が19%、制度改革の内容や移行申請の対応について、理事会への説明はこれからという法人がまだ5%残っている。

③設立母体、理事長や理事、評議員から対応について具体的指示があったか

〔積極的な意見〕

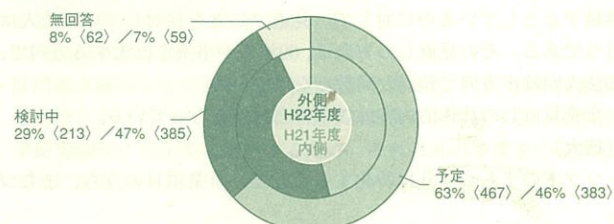
- 遊休財産の活用について有効的な方法を検討すること。
- 設立者の当初の意志や従来からの行ってきた事業は正に公益目的事業であり、それをベースに公益財団法人への移行を進める。
- 理事と評議員の定数を減らすこと。小さい財団なので3名以上5名、3名以上7名程度にする。
- 今年度中に認定申請を!!
- 早急に認定申請し、特定公益増進法人の有効期限内（2011年2月）までに、移行認定を受けること。
- 当財団法人が委任している顧問弁護士を中心に手続きを進めてほしいとの多数意見があった。

〔慎重な意見〕

- 一般法人への移行は税制上不利となるので出来るだけ移行は遅くにした方が良い。
- 設立者である〇〇市が類似事業を実施している。市設立公益法人との合併について検討を進めるなどの指示を受けている。
- 移行手続きについて、まだ流動的要素が多いのでじっくり構え、拙速しない。
- 奨学財団だからといって公益財団法人でないとダメということについてはこだわらない。
- 公益財団法人への移行を事務局レベルでは考えてそれなりの準備をしていたが、「一般」ではどうかとの声も一部に出ている。
- 税金面での調査およびシミュレーション

(3) 予定する移行時期について

①公益財団法人への移行申請の時期



公益認定の申請予定時期を決めている法人63%、検討中の法人は29%弱となっており、移行時期については、ほぼ固まりつつある財団が増加してきた。

申請を予定している時期は、

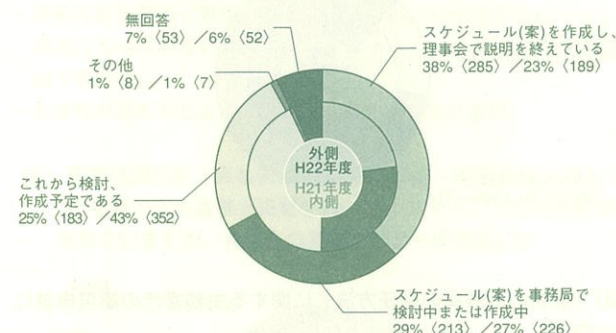
平成22年の後半が37%（合計37%）

平成23年の前半が25%、後半が26%（合計51%）

平成24年の前半が8%、後半が3%（合計46%）

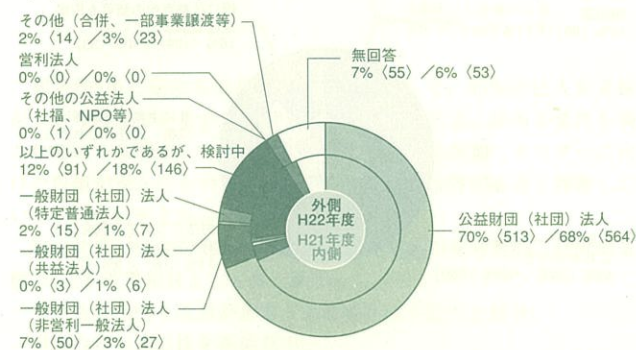
となっており、88%の法人が23年度中までの間に申請を予定している。

③①の移行申請に向けてのスケジュールについて



スケジュール（案）を作成し、理事会等での説明を終えている法人が38%と前年比大幅に増加しており、また事務局でスケジュール（案）を検討中、作成中の法人が29%、残りの約34%の法人はこれから検討する予定になっている。

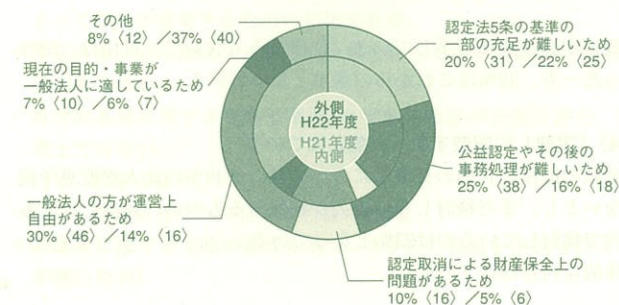
(4) 移行する法人形態



70%の法人が公益財団法人に移行することを予定しているが、合併や解散（自治体等への事業譲渡）等を視野に入れ、現在検討中を行っている財団も14団体（2%）ほどある。

上記で公益法人以外の法人への移行を考えている理由は、昨年は認定法5条の基準の一部の充足が難しかったためというのが1番多かったが（昨年22%、本年20%）、本年は一般法人の方が運営上の自由があるため30%と一位になっている。また認定取消による財産保全上の問題があるためという理由を挙げている法人も4%あった。

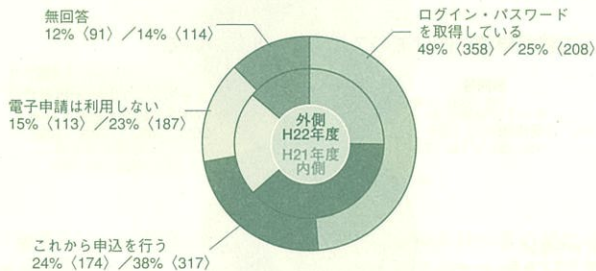
その他少数の理由としては、育英奨学事業であるが特定地域にある学校を対象としているために一地区限定としているためや専任がないため決められないとの意見もあった。



II. 制度改革に関する貴財団の取り組み状況

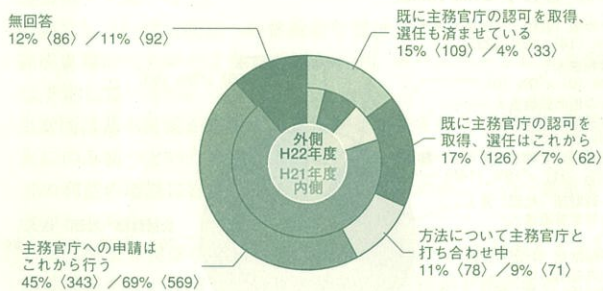
(1) 電子申請の申込

7月段階で電子申請の申込を行っている法人は49%あり前年比大幅増加している。これから申し込む予定の法人は24%ある一方で、電子申請を行わないとする法人も15%存在する（無回答14%）。

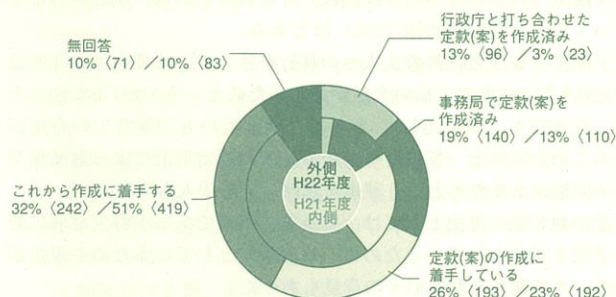


(2) 「最初の評議員の選任方法」に関する主務官庁の認可申請について

7月段階で既に主務官庁の認可を取得、選任も済ませている法人はまだ13%に過ぎない。選任はこれからだが、主務官庁の認可を取得している法人は17%で、主務官庁の認可を得ているところは全体の3割強であった。56%がこれから申請予定で、そのうち11%は主務官庁との打合せを始めている。



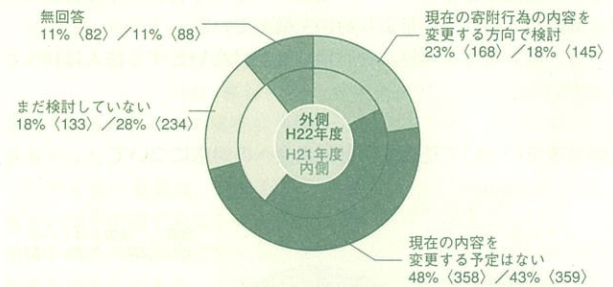
(3) 「定款」の検討について



既に定款作成に着手している（作成済みも含めて）財団は、58%だった一方、32%はこれからの着手となっている。

(4) 「定款」に記載する「目的」について

定款の財団の目的の見直しについては、約49%の法人が変更予定はないとし、まだ検討しない法人が18%あるものの、見直しをする方向で検討しているのは23%となっている。
具体的な内容は以下の通り



〔拡大〕

- 現在の事業目的はピンポイントですので、エネルギーに関して幅広く対応出来る様に変更した。
- 現寄附行為では「本財団は国産工業技術の発達奨励に関する施策をなし～」としているところを海外発の工業技術も対象とすることを考慮して「この法人は、科学技術の発達奨励に関する施策をなし～」と変更している。
- 従来は含んでいない文化面での寄与を追加する。
- 「多文化共生」の文言を入れる。
- 高校生の対象範囲を広げる①高等専門学校（3年生まで）②専修学校（高等部に限る）
- 学生への研究助成事業を追加予定
- 海外からの留学生（アジア地区）と日本国内よりアジア地区大学に留学する者に助成を考慮。
- 「大学の知的資源を社会的に活用し、生涯学習、人材育成等に寄与する」ことを一部変更し追加した。
- 留学生への奨学事業に加え日本人を含む若手研究者への研究助成事業と検討中
- 事業活動を全国展開することを明示
- 事業の実施地域を茨城県から本邦に変更し事業実施地域を拡大。
- 地域の活性化への寄与を追加しております。

〔縮小〕

- 現状の公益事業を見直し一部分離する予定であり公益目的事業は育英（奨学）事業に限定する予定である。
- 現在行っていない事業が目的に含まれている部分を削除。
- 研究助成に絞り込み
- 調査研究事項を削除予定

〔その他〕

- 既成市街地の再編整備という、いわゆるハード系のまちづくりから、区民主体の協働のまちづくりを支援するソフトのまちづくりに特化していくことを明確化している。
- 評議員が規定されていないので、その条項を新しく条文化する。
- 法の必要条項を加える。
- 役員、評議員の定数、報酬に関する記載〔報酬無しから有りへ〕
- 助成対象とする事業について、公益認定基準に照らし不適切な表現（補助事業を補完、支援する）となっているので改める。
- 実質的には同じであるが、今の時代に合わせた表現に一部修正する。

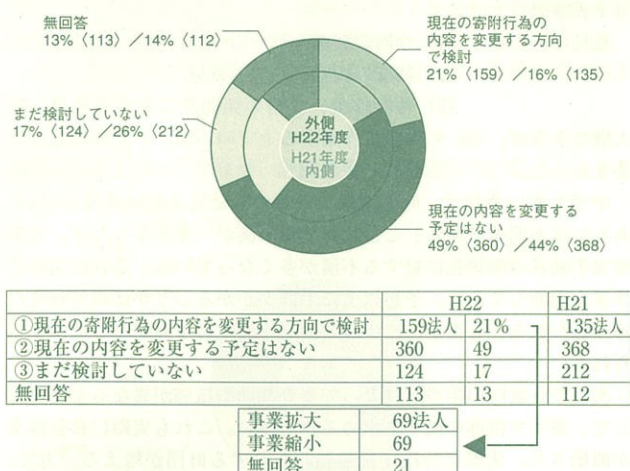
(5) 「定款」に記載する「事業」について

定款に記載する事業内容については、49%の法人が現在の事業を継続するとしているのに対して、見直すことを検討している法人は21%である。その見直しの方向は、69法人が事業を拡大する方向で、69法人が縮小方向で検討と同数となっている。

事業見直しの具体的な内容は以下のとおりとなっている。

〔拡大〕

- ソフトのまちづくりに特化することで、事業項目のうち、まちづ



より促進のための用地取得、管理及び処分、まちづくり促進のための区から受託する事業を削除、整理した。

- 海外支援を可能とする方向。
- 顕彰事業を削除する（実績がないため）。
- 学生への研究助成事業を追加予定。
- 従来の奨学事業に加えて、人材育成事業に取り組んでいる。大学内組織やNPO組織への助成事業を新規事業として導入する。
- 「講演会の開催」を削除、「美術館の運営」を追加。
- 1つの島内での活動に限定されているものを島外広域に広げる。
- 奨学金給付事業のみならず、その他この法人の目的を達成するために必要な事業（収益を伴わない、シンポジウム等広報事業）、要請に応じ、学資金を受ける学生の指導を行う。
- 独自で助成遂行の為の調査研究を行えるようにする。
- 競輪、オートレースの収益金によって行われた補助事業に対し、助成することになっており、正に施設の補修、改善事業が柱となっている。これを社会福祉、医療、スポーツ等対象分野を広げて対応する方向。
- 奨学金等の追加。
- 「医学及び医療技術の振興に寄附する事業」を追加する。
- 財団独自の調査・研究事業を追加。
- 収益事業等に分類される駐車場の指定管理者についての事業は、縮小整理の方向で考え公益目的事業を新しく展開し拡大する。
- 地域の文化活動などへの支援を追加しております。

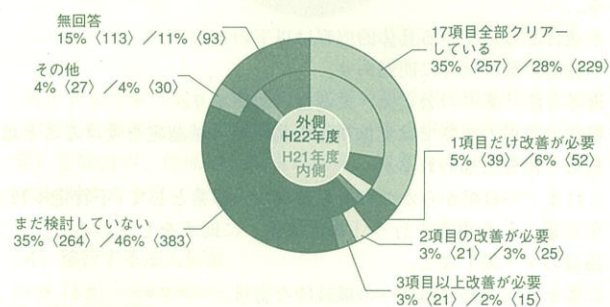
〔縮小〕

- 現在実施していない事業（出版物の刊行に対する助成）を整理する方向。
- 収入の減少により、国際交流、研究会援助事業を中止する方向。
- 事業内容を整理し、定款の表記を大きくくりにする方向で検討している。
- 現状の公益事業を見直し、一部事業分離する予定である。公益目的事業としては育英（奨学）事業に限定するため事業を整理することになる。
- 対象地域を〇〇県下から〇〇県の一部市町に変更する。
- 予算にあった事業内容に整理が必要。
- 「褒賞」について実施したことがないためとり止める予定（削除）。
- 公益事業のみにしたいと思っている。
- 4事業を2事業に集約。
- 財団設立時の主旨である「科学技術」に関する「〇〇科学技術研究助成」と「〇〇〇〇記念賞」及び自然科学を専攻する「国際留学研究助成」の事業に集中するため、それ以外の事業を中止することにする。

〔その他〕

- 時代に適合する記載方法で見直しを行う予定。
- 内容はほぼ同等であるが、表現を変更した。
- 対象となる奨学生の明確化。
- 現在は収益事業としている音楽文化振興を公益目的事業に位置付けを変更する。
- 時代にそぐわない事業を見なおし、必要なものを追加する。
- 事業を行う地域の明確化（日本及び海外）。
- 公益事業と誤解されないように、公益性を確保する。
- 内容そのものが変わるわけではないが、事業区分を細かくし、内容をより具体的に記載する。
- 寄附行為記載の「事業」が実際行っている助成事業をカバーした表現になっていない為、カバーするような「事業」を追加する方向で検討中。
- 公益性が認められるよう、わかりやすい表現に整理。

(6) 認定法第5条（公益認定の基準）には、財団法人に関して、17項目の認定基準が掲載され、ガイドラインでその解釈が示されていますが、貴法人の基準クリアーの見通しは、



認定法5条に定める公益認定の基準に対して、35%の法人が未検討という段階であるが、検討を開始した法人では、35%が要件を満たしていると判断しており、前年比でその数は増加しクリアーに向けた取組が進んだものと思われる。何らかの改善が必要と判断している法人は11%となっている。

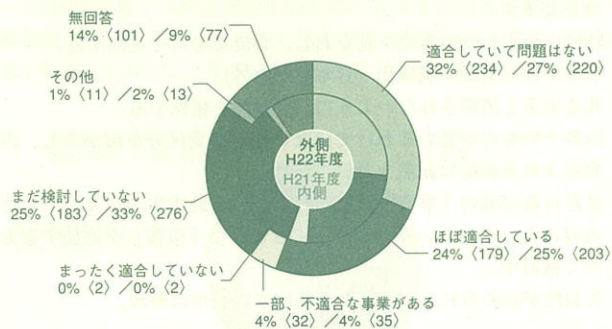
収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限、経理的基礎の4点が改善項目として多く挙がっていた。

その他具体的な改善が必要な主な項目は下記のとおり、

- 事業内容の適応性を再確認中。
- 第一項「公益目的事業」、当財団の主要な事業が「公益目的事業」の定義に抵触する疑義あり。
- 本会が実施する退職資金給付事業に対する当局の見解に本会としては異なる考えを有している。
- 助成金、奨学金支給の対象を殆ど特定の公立大学に限定していること。
- 母体企業の遺児大学生を奨学生の対象としているため。
- 内部留保が多く、遊休財産額の保有制限について改善が必要と思われる。
- 収入が利子のみで支出に足りない。
- 基本財産が30億程あり、一部仕組債での運用があり為替レートによって収益が変更するための対処が必要。
- 特定の他財団に助成し、そこで公募を行っている事業につき、問題があるのか。
- 経理的基礎に関する判断基準の1つである監事が公認会計士、税理士ではない。
- 11号：理事の条件。
- 役員、評議員などへの特別の利益の解釈。
- 報酬等に関する支給の基準が無い。（今まで報酬を支払ったことが無いため）

－17項目クリアしていると思うが、確証がもてない。

(7)「公益認定等ガイドライン」にあわせて提示された「公益目的事業のチェックポイントについて」での17事業区分ごとのチェックポイントに貴財団の現在の各事業は適合していますか？



実施している事業が公益認定上「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるか否かの基準として示されたチェックポイントについては、ほぼ55%の法人はクリアしていると判断している。

不適合と考えている具体的内容は以下のとおり、

- －不特定多数の判断に問題あり。
- －選考方法、基準の公正性、公開性に問題あり。
- －現在の当局の判断では実施事業の規模で公益認定を受けることは極めて困難と思われる。
- －これまでの経緯からかつ今後も続けたい事業として「不特定多数」を対象とした事業を行う「特定団体」に助成をしている。「〇〇協会の××展」など。
- －公募をしない特定団体への継続的な寄付。
- －助成実績の公表がどこまで必要か不明。ホームページによる公開は予定していない。
- －当財団は基本財産から生ずる運用利益は我々の住む地域の住民の為にのみ使うという寄附行為の目的が、新法の不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することに該当するのか、この一番重要な事がわからない。
- －指定大学より奨学生志望校を推薦してもらい、その中から書類、面接選考を行い採用しておりますがこの方法が不特定多数としての認められるかどうかです。
- －一部助成金に関して、推薦者を財団役員（理事、監事、評議員）に限定している点。主要学会まで推薦者を拡大することで対応できていると考えている。なお、本助成金の全体に占める割合は1%以下である。
- －不特定多数：親企業の営業地区で助成活動を限定しているので主務官庁の担当者から地区を限定する理由づけが必要と指摘された。
- －応募の公開性：ポスターのみの募集ではなく、HPを開設。
- －社会福祉等施設の補修改善事業の対象は、公営競技の収益金で建設された施設に限定していることが、不特定多数の考え方に該当するのか不明。
- －「不特定かつ多数」の解釈しだい。「大学研究助成事業」は特定しなくては行えない。争う気はないが言葉の解釈が不明。
- －「応募の機会」に不適合となる可能性のある事業があるため事業の内容を検討している。

Ⅲ. 行政庁(内閣府・都道府県・主務官庁)に対する要望

今回のアンケートでも、申請をする先の行政庁に対する要望につ

いてもお聞きした。

(下表参照)

意見は、大きく (1) 今回の制度改革そのものに対する意見、

(2) 制度の内容に対する意見、

(3) 移行作業、実務の問題点に対する意見、に大別できるが、(3) の実際に作業する上での不満、不安の意見が一番多かった。

中でも多い意見は、昨年度は「申請から認定までの期間が長い、あるいは不明確である」ことに対する不満が一番多かったが、今年度は手続きの煩雑化に対する不満が多くなっている。これは実際に作業を開始してみて、予想以上に手間がかかることが認識されたためと思われる。したがって手続の簡略化を求める声が多くなっている。

次いで行政庁の担当官によって審査基準や指導が異なることに対して、基準や指導の統一を求める声も多い。これも実際に移行作業が開始され、実際に行政庁に相談したりする財団が増える一方で、財団同士横の情報交換の中で認識された不満であろう。また行政庁による相談も充実しつつあるが、その相談自体も予約が殺到してなかなか取れないという財団の不満も多い。

(1) の制度改革そのものに対する意見としては、昨年同様大規模・小規模、行政系・民間系の財団を一律の基準で扱うことに対する不満が多い。特に小規模財団にとっての事務作業量が大幅に増えるため、その不満が、制度そのものに対する不満につながっているようだ。

(2) 制度の内容については、昨年度は収支相償、遊休財産保有率の基準の見直しの希望が多く出されていたが、今年は「公益」の概念そのものの定義(公益事業として認定されるか否か)の明確化を希望する声が多くなっている。

(1) 制度改革に対して

- －元官僚や国会議員の人達が財団(社団)を不正に運営していたことは事実と思うが真面目に100年近く運営してきた財団まで諦めることはしないと思う。小さな財団はこの移行業務に多大なエネルギーが必要となりかなりの負担になります。
- －害虫を駆除するのはいいが、何ら問題のない益虫に多大な負担を強いており、余計なことをしてくれたという感が極めて強い。
- －大きな法人のミスが弱小法人まで及び、少々迷惑しています。
- －明らかに公益でしかないと考えられる奨学会しかない、又それを真摯に実行してきた、当財団のような零細財団にまで同じくくりでエネルギーの大きい作業を強いるのはやめて欲しい。
- －3月2日開催の第2回「新しい公共」円卓会議において提案された「トリアージ」は、小規模法人にとって関心がある所ですが、見直しはどうなっているのかを知りたい。
- －制度が一律に適用されるため、ほとんど収益事業を実施していない法人や小規模法人にとっては負担が過大である。これら法人の適用内容を見直しすべきと考える。

(2) 制度内容について

- －育英事業という経済的困難な家庭の子供たちを助ける活動であるのに、一部特定地域に限ることで「公益」にできない事は、国はこの事業をやめろという様な姿をみる。
- －とにかく解りづらい。簡潔に説明できないものか。
- －新法人の定款について評議員に報酬を支払う場合、その年間総額等を定款に盛り込むことを求められている。しかし報酬額の価値は時間の経過に伴って変動することも考えられ、報酬額の見直しが必要になることも考えられるが、そのために定款を変更することになると内閣府の承認が必要になる等、煩雑な手続きが必要になる。評議員の報酬額は内部規定等の別の規程で定めるようにしてもらえないか？(役員への報酬が適正であるかどうかは定期監



査等でも確認できると思われるが・・・)

- 縦割り主務官庁による裁量行政から準則主義に基づく自主的民間活動の尊重へ、あるいは許可制から届出制へ、という当初の触れ込みが、公益法人3法を中心とする規則偏重事務のためか、以前のような業種分野別の機動的な対応が失われボランティア活動の促進とか寄附文化の育成といった望ましい目標とはかけ離れた結果に終わっているように感じます。
- たとえば①一般社団法人の公益目的支出計画についての厳格な取扱い②役員報酬の支出基準等には制約がない一方、残金財産の帰属や分配に対する厳しいチェック③アメリカ等の制度に準じた遺産の寄附に対する寛大な税制との併用④学術技芸慈善等公益23事業と不特定多数の利益の増進の両基本と共に経済発展技術進歩文化継承等の観点から優れた専門家を活用する立場などに対する適切な配慮を望みたいと思います。
- 特定地域の出身者が出身地の子弟のため、出資し設立した法人がその他の地域も含めなければならない理由を出資者にどう説明すれば良いのか。
- 収支相償基準を見直して欲しい。
- 定款は財団の憲法であり、設立者の理念が込められるべきものです。法の要請に従い記載が義務付けられている条項もありますが、各法人それぞれが熟考を重ねて作成することが望ましいと考えます。いわゆる「モデル定款」だけでは実務的な内容が必ずしも十分でないところもあります。そこで、モデル定款をベースに実務的な内容を加味して定款案を作成したいと考えています。しかし、モデル定款案に文言を合わせることを最優先に作成することが望ましいかのような噂があります。モデル定款の趣旨に準じた上で、しかし追加の内容が盛り込まれていたとしても、本質的に問題がないのであれば、審査期間等で不利にならないように、ご対応をお願いしたいと思います。
- 登記日を財団サイドに選ばせてもらいたい。分かち決算など無駄な作業はやりたくない。
- 今回の制度改革は、市民活動の拡大や便宜向上のために始めたはずだ。しかるに移行の手続きが煩雑すぎて、従来 何の問題もなく社会貢献した団体に、事業を継続する意欲を喪失せしめた。これが申請件数の少ない理由である。主務官庁のこれまでの検査をはじめとする指導に何ら顧慮せず、全てゼロから出発は大変おかしい。小団体、過去に問題のない団体等は自動的に新法人に移行させ、細かい問題は移行後に解決して良いようにすべき。25000の団体が残りの期間で移行するにはこれしかない。

(3) 審査方法について

- 国からの助成金並びに団体及び個人からの寄附を受けず、公益事業のみを行なっている当財団のような財団に対しては、毎年、主務官庁に提出している報告書を検討していただき、新公益法人移行申請の簡略化を推進していただきたく要望いたします。
- インターネットウェブサイトの公益法人informationにより申請手続きをしようとしてもすぐエラーとなり、全く作業が出来ない状況が続いています。どうにかならないでしょうか。
- 簡略化 窓口相談の予約が取れない(半年間)。
- 各事業が公益目的事業として認められるかどうか、申請前に判断いただきたい。
- 無料相談会の機会を多くつくってほしい。
- 認定申請に当たっては、申請書に対しかなり厳しく対応している様ですが、よほどの誤りがない限り寛容に対応していただきたいと念願するものであります。
- 内閣府認定等委員会の申請を行った後、旧主務官庁に種々の問い合わせが行われると聞いています。認定は新法人としての事業計画等を審査するのですから、法人の過去の実績照会が必要最小限とし、迅速な認定をお願いしたいと思います。・認定等委員会の

担当者の出身官庁により、また担当者により、対応が異なることがあると聞いています。委員会としても問題意識を持っておられるそうですが、そのようなことのないように、迅速かつ公平な対応をお願いします。

- 質問や問い合わせに対して、回答等が遅い(県窓口)。
- 申請～認定の期間を短かくしてほしい。
- 私どもは、出捐会社が40周年を迎えた段階において、地域貢献活動として財団を設立いたしました。利息を地域の個人団体へ助成しているだけの団体です。一切収益事業も行わず、助成活動のみを行い、役員も無報酬、事務職員も出捐会社の職員が行っているのが実情です。その様な団体はもっと簡単な方法か定款等の雛型などの情報がほしいと思います。
- 認定後に行うべき定期的作業や事務手続についてもう少しわかりやすく情報発信して欲しい。
- 事前相談に毎回(月)申込んでいるが現時点ではまったく受け付けてもらえない。(省間、担当課間での差が大きい)
- 事業仕分け等でも大きく取り上げられた国家公務員OBがいる法人の取扱いについて、判断基準を明確にして欲しい。申請にしても未処理が続いてしまうことによる不具合(スケジュール管理面で)を生じることが懸念される。
- とにかく個人ベースの審査はやめて欲しい。きちっとした明文化されたルールが必要。
- 公益認定に関する手続きの迅速化、審査の簡素化・行政の指導色を減らし、法人の自主性を尊重すること(ex. 定款案の雛型との不一致容認等)・公益性についての画一的、マニュアル的判断から個別判断への移行(事業内容、実績等を勘案した総合的判断が望まれる。)
- いわゆる国及び都道府県の外郭団体と呼ばれる法人と民間設立の法人への対応に差異(運用上の手ごころ)を設けて欲しい。
- ヒアリングによると、内閣府所管と県所管の団体では公益認定にあたっての基準がかなり違っているような気がする。(総じて県が甘いような・・・)
- ボランティアで実施している小規模の事業であるが、申請状況等をみれば、申請者並びに、学校関係者等からその必要性を痛感させられる。制度の移行に向けて集中的に準備にかかりたいが、個別のアドバイスなどを願えないか、要望したい。
- 申請がギリギリになって集中し、行政がギブアップするのではないか、期限延長の検討が必要。
- 主務官庁の担当者と同席でヒアリング程度で認証してほしい。トータルすれば膨大なエネルギー、強いては税金のムダ使いと思う。
- 移行審査に関しメリハリをつけて欲しい。公的支援を受けている、又は大規模財団に関しては、問題発生時の社会的影響は大きく、それらに対する審査が厳しいのも致し方ない。他方、100%民間出捐による小規模財団の場合、社会的影響も限定的である。また基本的には、その様な財団の運営に関する説明責任は出捐者に対するものとする。従い、その様な財団の審査は前者と異なっても良いのではないか。ある一定書式、又は条件に満たしておればよしとし、その後の定期的な監査で、問題があれば指導していく形も考えられると思う。
- 主務官庁「前相談」の待ち時間が特定出来ないこと。
- 各人によって状況も違うので具体的に相談、アドバイス等をしてほしい。・1人なので同じ団体の人と交流、相談ができるように、細かく分けて説明会をしてほしい。
- 移行完了団体等の先進情報の入手を容易なように可能な範囲で情報提供を行ってほしい。
- 申請のための作業にふりまわされている感じがします。
- 認定基準全般が、善良かつ小規模の財団法人にとってなじまない。事業仕分けの対象となる政府系公益法人と、純民間の公益法人とは、別ルールにすべきである。早急な法律改正を要望したい。

公益財団法人に移行した 助成財団のアンケートより

平成22年6月末現在、全国で183法人の助成財団が移行認定を受け、新公益法人として活動を開始していますが、移行済み助成財団を対象として「Ⅰ. 移行から登記まで」及び「Ⅱ. 移行後の財団運営等」に関するアンケートを実施し、これから申請を予定されている財団の参考に資すると同時に新制度の課題についての提言をお願いしました。ご協力いただいた70法人（回答率38%）からの回報を下記の通り報告します。

Ⅰ. 移行申請から登記

(1) 申請前に行政庁に事前相談をしたか。

1. 事前相談はしなかった	21
2. 事前相談をした	48
3. 無回答	1

7割近くの財団が事前相談を行っている。相談の主な内容は定款作成・変更、申請書の記載方法、規程類の作成（役員報酬規程等）、会計（収支相償等の附属別表の作成）が大半で、中でも定款作成・変更の相談は、相談をしたほぼすべての財団が行っている。会計では収支相償についての相談が多い。相談の結果としては、担当者によるバラツキが大きいものの親切的な指導で大変役に立ったとしている財団が多いが、中には事前相談の予約が取れない、明確な回答が得られなかった、説明に工夫が欲しいなどとする意見もいくつかあった。

(2) 申請後、委員会との打合せが開始された時期

1. 7日以内	6
2. 14日以内	10
3. 21日以内	3
4. 30日以内	9
5. 40日以内	5
6. 50日以内	9
7. 60日以内	8
8. 70日以内	5
9. 80日以内	2
10. 90日以内	3
11. 100日以内	0
12. 100日以上	2

最短1日、最長112日

1週間から2週間以内というところも16財団あるが、1ヶ月以内が45%、2ヶ月以内が37%となっている。当初45日～60日と言われていた申請してから打合せが開始されるまでの期間は、最近の「申請受付から1ヶ月以内にコンタクト」の方針が出されて以降は短縮傾向にある。

(3) 委員会から補正・修正を求められた事項

一番多いのは定款や申請書の字句の簡単な訂正程度であるが、中にはモデル定款に合わせるように指導された例もあった。次いで役員の報酬規程関連の修正が多く、字句程度のものから大幅な修正を要請された財団もあった。また、公益事業の説明についてはより詳細な説明の追加を求められることが多いことから、より具体的な記述が望まれる。

(4) 臨時役員会の開催

1. 開催しなかった	14
2. 開催した	44
3. 無回答	12

	臨時理事会	臨時評議員会
1回	32	32
2回	13	11
3回	1	1
4回	3	2

公益認定を受けるために臨時の役員会を開いたかどうかは63%が開いており、その回数は1回が32財団で全体の73%である。最多は4回開催で3財団ある。臨時評議員会も1回が32財団でほぼ同様であるが、4回開いた財団が2財団あった。

議題は、定款の変更の案の確定、最初の評議員選定の規程および候補者の確定が多い。

その他では諸規程の確定などがある。

一方、定例の理事会だけで申請から認定に至った財団も20%ある。

(5) 移行登記手続きについて

1. 自力で行った	21	→経験者	いる	2
2. 外部に委託	46		いない	16
3. 無回答	3		無回答	3

財団内のみで行った財団は21財団あり、全体の30%であるが、そのうち16財団（76%）は登記事務の経験者がいないにもかかわらず、自力で登記まで完結している。

具体的な注意事項としては、ほとんどの財団が事前に（委託するなら）司法書士や登記所と十分に打合せを行うことを挙げている。申請する側も受け付ける側も初めての経験であるため、事前の打ち合わせは必須といえる。

Ⅱ. 移行後の財団運営等

(1) 移行後の理事会・評議員会について

これまでは多くの財団が便宜上、理事会と評議員会を同時に開催してきたが、新制度では認められず、しかも委任状による出席も認められていないため、過半数の出席者を確保できる日程を決めるのに苦労しているという回答が圧倒的に多い。中には、当日急な欠席者が出たため過半数の出席者数を確保できず流会となったところもあった。またその後の日程調整がつかず決議の省略方式（書面決議）を選択した財団もある。

期中の移行となった財団は、決算を1年の間に2度行わなければならない、作業量が増え、苦労している（旧法人の解散決算は、登記日から3ヶ月以内に行なうという法的な定めはない）。

いずれにしても今後の財団運営においては、早い段階から理事会・評議員会の開催準備を心掛け、必要に応じて「決議の省略」の規定を活用した運営等を工夫する必要がある。

(2) 定期提出書類の作成等に関する問題点、要望事項等

事業年度終了後3ヶ月以内に提出する定期提出書類は、移行申請書とほぼ同じ分量であるため作業量が膨大であり、何とか簡略化をして欲しいという要望が圧倒的に多い。



(3) 要望、質問、アドバイス等

- 公益財団法人は認定を受ければそれで終わりではなく、むしろ逆で認定されてからの運営の方が制度施行後間もないこともあり、手探りでやっている部分も多く大変である。特に経理面では、平成20年基準は完成品とは言いがたい面もあり、諸セミナーなどに参加しても抽象論を聞かされるだけで終わってしまう部分も多い。内閣府や日本公認会計士協会には、平成20年基準の下での具体的な運用方法について、もっと多くの要領や実務指針を打ち出して頂きたい。
- 申請法人が、公益認定等委員会の先生方に直接説明できないので、事務局の職員にどのくらい判り易く説明ができ、事務局が申請者側の意思をできるだけ忠実に表現してもらえることがとても大切なことだと感じた。
- 新制度の「本人出席」の重さを痛感しています。評議員や理事は、確実に出席いただける方を選任することと、可能な範囲で人数を少なくすることをお勧めします。
- 疑問点があれば、委員会事務局に相談する事。登記は自らがされる事をおすすめしたい。
- ※当財団では、代表理事が変更になりましたが、今回は代表理事の選定理事会を「決議の省略（書面決議）」にしたが、登記に際して同意書に理事全員の実印・印鑑証明が必要とのことで、書類をそろえるのに時間を要した。（代表印のある議事録でOKと判断していたが、全員の印鑑証明書が必要とされた事で、法務局との見解に違いがあり、本省にまで問合せをして見解を確認した。）
- 申請後に事務局の担当者による指導を受けて修正すれば認定への近道と思われます。（アドバイス）
- これまで以上に法律、定款等を意識しながら理事会、評議員会を開催せねばならず、又、日々の業務に関してもチェックしながら行うことが必要なのでこの1年間（慣れるまで）は大変そうである。（感想）
- 移行申請手続、移行後の手続等あまりにも煩雑すぎ、負担が大きい。新制度への移行にあたっては今後どのような理念に沿って事業を行うかに重点をおくべきであると考えていたが、過去の実績、運営について多くの資料提出を求められたことに疑問を感じた。
- 特にありませんが、移行申請等の各種セミナーを積極的に受講されたり、一人で考え込まずに各方面に相談されるのが良いのではないのでしょうか。
- 収益事業が無い場合は特にだが、法人会計として管理費を区分する意味が無い。収益事業の無い財団の基本財産の果実（利息、配当etc.）の扱いについては、事業と管理に財産自体を区分するのではなく、「運用収入の50%以上を公益目的事業に使う」とするetc.の変更、運用収入も寄附金や事業収入と同じ様に考えないと極めて不都合である。
- 財団のように理事会等年2回しか開催しないので、申請のタイミングで臨時会議を開催しなければならないのは難しい。そのためには、定款の変更の案をはじめ申請書類はしっかり作成し、臨時理事会等を開催しなくて良いようにしてから申請したほうが良い。
- 公益事業会計と収益事業会計等と法人会計事業に区分され、費用は「事業費」と「管理費」に区分されているので、科目毎に配賦基準を確認しながら、かつ収支予算書との整合性をとりながら予算を執行（支出）していく必要がある。
- 新公益法人への寄附金は、税制上の優遇措置があるため、そのための説明書や寄附金受領証明書の作成が必要となる。
- 6月は役員会、資料作成他非常にタイトなスケジュールとなります。
- 法人設立時の現金・預金について、どのように会計別に分類すればよいのか、考え方や方法について見解を示していただきたい。
- 連座制の撤廃が必要。
- 助成財団間のヨコの情報交換のできる場を設定してほしい。
- 財産を公益事業会計と法人会計に分ける必要があるが、両者の共

- 用財産とする場合は、その配賦の根拠を明確にしておくことが必要。理事会決議や資産管理規程で明示するようにしておくのがよい。
- 電子申請を行なったので、スムーズに申請出来た。
- 早いうちに行政庁のアドバイスを受けておいた方がスムーズに申請できると思います。
- 当財団は、事業も組織も誠にシンプルなもので、個々の申請手続で内容についてのアドバイスは、参考になるようなものが特に思い当たりません。申請書の記載については、事前に相談していたならば、申請時点でもっと的確なものを作れていたと思います。公益認定等委員会の担当の方と申請前に十分に相談されることをお勧めします。
- 予算書はしっかりとしたベースの上で作成する事。
- ①要望：移行後の定期報告書類の簡素化。
- ②これから申請する法人へ：公益認定等委員会の担当者にざくばらんに相談するのがベスト。意外に親切に教えてくれる。
- 収益事業部分の法人税、消費税の申告が必要になる。
- 真に公益法人に移行した方が良いのか十分に検討する必要がある。収支相償や遊休財産基準のハードルは高い。認定後の基準維持や定期報告も大変である。移行申請や定期報告の別紙様式が複雑で分かりにくい。納税証明書は、市町村によっては郵送での証明書発行に応じないところがあり、直接出向く必要がある。収益事業をしていなくても、税務署に設立届を提出していないと基礎データがないため国税の納税証明書がでない。
- 早い段階での申請だったので、些細な部分まで資料の提出をもとめられたのだと思います。各事業に対し必要な書類やポイントを整理できるとこれから申請を行なう法人は便利だと思います。また、公益認定をとることによって課せられる条件を申請前の法人が十分に理解しているのか疑問です。当協会の理事者でも公益認定の意味を正しく理解しているのは数人にすぎないと思います。
- まだスタートしたばかりで上手く伝えられませんが、何か洩れがあるのではないかと不安があります。今後内閣府からの検査等を受けるに当たって、そのチェックリストのようなものがあれば良いと思っています。
- 特定費用準備資金を設定する場合の具体的な例が知りたい。
- 奨学事業における収支相償の原則を緩和していただきたい。
- 運営につきましては従来の方策と新制度の経理処理を確実に順守するようにし、支障のないように配慮をして参ります。
- 公益認定等委員会に相談しながら申請書の作成などを行なった方が、結局のところ、早期に公益認定が受けられるのではないかと思います。
- 市町村レベルの地方公共団体の理解がうすく、話が伝わらない。広義な意味の行財政改革という捉え方をし、パートナーシップを築きたいが、いつまでもお役所仕事で民間がつくる公共サービスには無関心。
- 公益法人として、寄附金を受入れた場合の法的な側面、税務上の留意事項他、資金の出し手、受け手両方の立場でケーススタディ的な内容を中心にして説明する資料があれば有難いと存じます。
- 特にございませんが、公益認定等委員会事務局担当者の言質は、毎回の打ち合せの終わりに、しっかりと確認し、ドキュメントに残しておいた方がよいと思われます。
- 移行認定申請の年度に、新会計基準を採用していたので、特に問題は無し。
- 移行申請には十分な時間をかけ、自分達で出来ること、出来ない事を選別し、出来ない事に関しては外部機関を利用するなり、一歩一歩、前に進んでいかないと完了しないと思います。また、ガバナンスを含め、方向がブレない様に検討を十分に行い、後ろに返ることのない様に着実に前に進んでいってほしいと思います。

- 一定時評議員会で新理事を一人選任し残りの理事・監事は全て再任したが電子申請画面で全員分のデータを再度入力しなければならなかった。データの引用ができるようにするか、変更した部分だけの入力で済むようにしてほしい。
- また、理事全員選任後に登記を行なう際、代表理事の選任もされていなければならないため、評議員会後に理事長・副理事長の互選のためだけに理事会を開催しました。事前の理事会で承認を行なうなどの方法が可能だと良いのですが。
- 申請から決定までの期間が長かった。委員会にはもっとスピーディーにかつ明確な指示を出すようにセンターからも働きかけてほしい。
- とにかく、移行には最低2年はかかると思います。残りは3年半ほどですので、できるだけ早くいずれかのかたちでの対応をとってほしい。